

山口市上下水道事業建設工事競争入札参加資格及び登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事について、競争入札により契約を締結する場合に、これに参加する者の資格に関して必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加資格)

第2条 競争入札に参加することのできる者は山口市が発注する建設工事の競争入札参加資格及び登録に関する要綱第6条の規定により入札参加資格を有すると認定され、競争入札参加資格者の名簿に登録された者とする。

(その他)

第3条 前条に定めるもののほか、必要な事項については、山口市入札参加資格及び登録に関する要綱の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月16日から施行する。